納　付　書　の　再　交　付

1　再交付できる納付書は、納付命令以降の納付書に限ります。
　弁明通知書に同封されている「仮納付書」の再交付は出来ません。

2　再交付の手続

⑴　受付場所
　福岡県警察本部交通部交通指導課放置違反金収納センター及び県内の警察署交通課（他県の警察署での受付は出来ません。）

⑵　受付時間
　平日（土曜、日曜及び休日を除く。）９時００分～１７時４５分

⑶　受領方法
ア　本人確認を行いますので身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。
イ　代理人の場合は、代理人の方の身分証明書（運転免許証等）及び車両の使用者本人からの委任状が必要です。
ウ　再交付対象違反番号等の特定のため、放置違反金納付命令書、督促状等を併せてご持参ください。

3　郵送による再交付を希望される場合
　納付書を紛失等した場合で再交付を郵送で希望される方は、**警察署での郵送受付はできません**ので、**下記の場所へ問い合わせをしてください。**

[連絡先]
　福岡県警察本部交通部交通指導課放置違反金収納センター
　０９２－６４１－４１４１　内線５３０８
　受付時間　平日（土曜、日曜及び休日を除く。）９時００分～１７時４５分

※　郵送に当たっての必要な書類等
○　使用者本人が申請する場合
　①　住所・氏名を記載し、８４円切手を貼付した返信用封筒
　②　本人を確認できる資料（運転免許証の写しなど）
　③　住所・氏名・連絡先電話番号・納付命令に係る車両番号・違反番号を記載した書類
○　代理人が申請する場合
　①　住所・氏名・連絡先を記載し、８４円切手を貼付した返信用封筒
　②　代理人を確認できる資料（運転免許証の写しなど）
　③　使用者本人からの委任状
　④　納付命令を受けた者に係る住所・氏名・連絡先電話番号・納付命令に関する車両番号・違反番号を記載した書類
上記書類を同封の上、下記の送付先まで送付してください。

（送付先）
〒８１２－８５７６
福岡県福岡市博多区東公園７番７号
福岡県警察本部交通部
交通指導課放置違反金収納センター

◎　郵送の場合の申請書の記載例は、次ページに掲載しています。

注　福岡県以外の都道府県公安委員会による納付命令に係る再交付は出来ません。

～ 放置違反金等の納付書の再交付を郵送で希望される方へ ～

① 申請年月日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

② 申請者（又は代理人）の住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③ 申請者（又は代理人）の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

④ 連絡先（昼間に連絡ができる携帯等の電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑤ 車両番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑥ 弁明通知書の番号（違反番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿